

岐阜県公報

号 外 (二) 令 和 二 年 四 月 一 日

目 次

規 則

○知事の所管する手続等に係る岐阜県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(行政管理課)

一

企業管理規程

○岐阜県公営企業財務規程の一部を改正する規程

(水道企業課)

二

告 示

○道路の区域変更

(道路維持課)

二

○道路の供用開始

(同)

三

公安委員会告示

○地域交通安全活動推進委員の委嘱

(交通企画課)

四

規 則

知事の所管する手続等に係る岐阜県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第三十九号

知事の所管する手続等に係る岐阜県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則

知事の所管する手続等に係る岐阜県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則（平成十六年岐阜県規則第三十七号）の一部を次のように改正する。

別表二の項中「岐阜メモリアルセンター庭球場のうち一般コート」を「知事が別に定める施設」に改め、同表四の項から六の項までの規定中「第二条第一項」の下に「知事が別に定める施設に係るものに限る。」を加え、同表七の項中「技術開発室及びインキュベートルームに係るものを除く」を「知事が別に定める施設に係るものに限る」に改め、同表八の項及び九の項中「第二条第一項」の下に「知事が別に定める施設に係るものに限る。」を加え、同表十の項中「第二条第一項」の下に「知事が別に定める施設に係るものに限る。」を加え、同項を同表十一の項とし、同項の前に次のように加える。

十 岐阜県グリーンスタジアム条例施行規則
（平成十二年岐阜県規則第二百十二号）
第二条第一項（知事が別に定める施設に係るものに限る。）

別表に次のように加える。

十二 南飛騨健康増進センター条例施行規則 (平成十六年岐阜県規則第四十五号)		第二条第一項(知事が別に定める施設に係るものに限る。)
十三 岐阜県クリスタルパーク恵那スケート場 条例施行規則(平成十七年岐阜県規則第八十七号)		第二条第一項(知事が別に定める施設に係るものに限る。)
十四 岐阜県川辺漕艇場条例施行規則(平成二十二年岐阜県規則第九十七号)		第二条第一項(知事が別に定める施設に係るものに限る。)

附 則 この規則は、令和二年四月一日から施行する。		
企業管理規程		
岐阜県公営企業財務規程の一部を改正する規程をここに公布する。 令和二年四月一日 岐阜県知事 古 田 肇 岐阜県企業管理規程第一号		
岐阜県公営企業財務規程の一部を改正する規程 岐阜県公営企業財務規程(昭和四十六年岐阜県企業管理規程第六号)の一部を次のように改正する。 第三十条第二項を次のように改める。 2 支出伝票には、次に掲げる書類を添えなければならない。ただし、給料、職員手当、企業債元利金、過誤納金の払戻金その他支払義務の確定したもので債権者の請求書を徴することが困難なものについては、この限りでない。 一 債権者の請求書(水道料金等官公署等の発する納入通知書その他の請求書類に準ずるものにより支出を要するものにあつては、当該請求書類に準ずるもの) 二 支出の原因及び計算の基礎を明らかにした書類。ただし、支出の原因及び計算の		

基礎が明らかかなものについては、これを省略することができる。 第三十条に次の一項を加える。 3 前項の場合において、同項第一号に掲げる請求書を徴し難いときは、知事の証明による文書をもつてこれに代えることができる。 第百四十条第一項中「ただちに」を「直ちに」に改め、同条第二項中「第百四十三条の二第二項後段」を「第百四十三条の二第二項後段」に、「ただちに」を「直ちに」に改める。 第百四十一条中「第三十四条の規定」を「第三十四条」に、「第百四十三条の二第二項後段」を「第百四十三条の二第二項後段」に改め、同条第一号中「専決」を「専決」に改め、同条第二号中「かかる」を「係る」に、「行なつた」を「行つた」に改め、同条第四号中「行なつた」を「行つた」に改める。 別表費用の表中 「臨時」を「臨時」に改める。 附 則 この規程は、令和二年四月一日から施行する。						
告 示 岐阜県告示第百五十六号 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。 なお、その関係図面は、令和二年四月一日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。 令和二年四月一日 岐阜県知事 古 田 肇						
道路の種類	路線名	区 間	区域 変更 前後	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考

一般国道		路線名		区 間		区域変更前後		敷地の幅員	延長	備考
二百四十号		美濃加茂市御門町二丁目 字龜淵上二五〇番一地从先 から 加茂郡坂祝町黒岩字東野 一四五八番一地从先まで				後		三・八 九・六	五三〇・〇	一般国道二 号と十 重と十 一般用 道及十 四号 美濃加 茂郡良 部線用
前				後				一〇・〇 九・六	五三〇・〇	

岐阜県告示第五百五十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和二年四月一日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

県道		路線名		区 間		区域変更前後		敷地の幅員	延長	備考
美濃加茂良線		美濃加茂市太田町七七六番一地从先から 同市同町二四二番地先まで				後		九・六 三〇・八	七六・四	一般国道二 号と十 重と十 一般用 道及十 四号 美濃加 茂郡良 部線用
前				後				二・六 三〇・八	七六・四	

岐阜県告示第五百五十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を

次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和二年四月一日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

県道		路線名		区 間		区域変更前後		敷地の幅員	延長	備考
鵜芋沼島線		各務原市大佐野町一丁目 一五九番地先から 同市前渡西町字猿尾 下一五六二番二地先まで				後		三・一 三・三	四、一〇〇・〇	一般道一 宮各務 原線と 一部重 用
前				後				六・二 四・三	五、四四〇・〇	

岐阜県告示第五百五十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、令和二年四月一日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	延長 （メートル）	供用開始 の期日	備考 （区域の 決定又は 変更の告 示年月日 ほか）

県道	岐阜環状線	岐阜市芋島三丁目三番二地先から 同市力町三八番二地先まで	二六・〇	令和 二・四・一	平成 二〇・九・三 二・二・三四
----	-------	---------------------------------	------	-------------	------------------------

岐阜県告示第百六十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、令和二年四月一日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

県道	鶴芋沼島線	官公有無番地先 (各務原市下中屋町三丁目一 三六番二)から 官公有無番地先 (同市前渡西町字猿尾下一五 六一番二)まで	四九四・〇	令和 二・四・一	令和 二・四・一
----	-------	--	-------	-------------	-------------

岐阜県告示第百六十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、令和二年四月一日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

県道	芋松島原線	岐阜市芋島三丁目六番四地先から 同市同 四番二地先まで	二五・〇	令和 二・四・一	平成 一〇・九・三
----	-------	--------------------------------	------	-------------	--------------

公安委員会告示

岐阜県公安委員会告示第一号

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第百八条の二十九第一項の規定により、地域交通安全活動推進委員を次のとおり委嘱したので、地域交通安全活動推進委員及び地域交通安全活動推進委員会に関する規則（平成二年国家公安委員会規則第七号）第一条第二項の規定により告示する。

令和二年四月一日

岐阜県公安委員会

委員長 林 正 子

活動区域	氏 名	住 所	委嘱年月日
岐阜中警察署管轄区域	安藤 武夫 生駒 和夫 細田 欽子 今村 留美子	岐阜市松下町 岐阜市東材木町 岐阜市小熊町 岐阜市忠節町	令和二年四月一日

岐阜羽島警察署管轄区域	浅井秀夫 縄井慶一 大橋守政 岡田安榮 小川真由美 飯田直美 春木喜代美 國島司郎 大野徹 小池修 大橋清六 松原和男 伏見初吉	安達耕三 服部一子 児玉泉 藤井照代 山田雅基	安田正直 高木もとえ 坂野吉彦 服部高幸	養老警察署管轄区域	山田正 高木とえ 坂野吉彦 服部高幸	垂井警察署管轄区域	山田常雄 田中文明男 北嶋美奈子 高木利佳	大垣警察署管轄区域	木村志朗 柴田民子 岩田高治 長内清吉 中尾初子
岐阜市柳津町高桑 羽島市竹鼻町狐穴 岐阜市柳津町東塚 羽島市竹鼻町狐穴 羽島市正木町曲利 羽島市正木町大浦 羽島市正木町三ツ柳 羽島市福寿町間島 羽島市小瀬町西小瀬 羽島市上中町一色 羽島市桑原町小藪 羽島郡笠松町中野 羽島郡岐南町野中	岐阜市南濃町太田 海津市海津町札野 海津市平田町幡長 海津市南濃町駒野 海津市海津町馬目	養老郡養老町鷺巣 養老郡養老町五日市 養老郡養老町中 大垣市上石津町下山	不破郡垂井町表佐 不破郡関ヶ原町大字今須 不破郡垂井町 不破郡関ヶ原町大字関ヶ原	大垣市西崎町 大垣市郭町東 大垣市藤江町 大垣市新田町 大垣市林町	同	同	同	同	同
高橋清 浅野時雄 今津隆行 長野己 山田美芳 山田優 山田綾野 増田美智子 河村一夫 小林晴夫 小比野一明 日比野利治 小倉貞夫 境田三夫 増田栄三 清水十三男 堀和枝 竹中弥恵美 宇野利彦 猪熊勝之 加納隆仁 田中澄雄 高木政幸 片野國太郎 布野法子 浅野珠美 吉田恵美	大垣市宝和町 大垣市築捨町 大垣市友江 大垣市福田町 大垣市松野 大垣市綾野 大垣市川口 大垣市古宮町 大垣市桑田町 大垣市和合本町 大垣市新開町 大垣市長松町 大垣市赤坂新町 大垣市昼飯町 大垣市墨保町上宿 安八郡神戸町大字神戸 安八郡神戸町大字新屋敷 安八郡神戸町大字西保 安八郡神戸町大字北一色 安八郡輪之内町塩喰 安八郡輪之内町福束新田 安八郡輪之内町大藪 安八郡安八町北今ヶ淵 安八郡安八町中 安八郡安八町西結	揖斐郡揖斐川町坂内広瀬 揖斐郡揖斐川町春日六合 揖斐郡揖斐川町谷汲徳積 揖斐郡揖斐川町清水 揖斐郡大野町大字稲富 揖斐郡大野町大字黒野 揖斐郡大野町大字黒野 揖斐郡池田町青柳 揖斐郡池田町草深 揖斐郡池田町田畑 瑞穂市古橋 瑞穂市稲里 瑞穂市田之上	同	同	同	同	同	同	同

令和二年四月一日発行

発行者

岐阜市藪田南二丁目一番一號

編

集

岐阜市三輪ふりとぴあ十三 岐阜文芸社

[illegible]